

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

我が国の平和と安全を確保するためには，日本国政府の平素からの外交努力により，武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。市としても，世界の平和を願って，市民憲章や新潟市非核平和都市宣言に基づいて積極的に平和交流を進めていく考えである。しかし，こうした努力にもかかわらず，国民に被害が及ぶ事態が発生し又はそのおそれがある場合は，国や地方公共団体は，国民の生命，身体及び財産を保護する責務がある。

市は，市民等の生命，身体及び財産を保護する責務に基づき，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，市の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は，武力攻撃事態等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び新潟県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき，市民等の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，その責務に基づき，国民保護法第 3 5 条の規定により，市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

※ 資料編については新潟市地域防災計画資料編を準用する。

3 市地域防災計画等との関連

新潟市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命・身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の様態並びに避難及び救援等に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害時の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

5 用語の定義

(計画関連)

| 用語 | 意義 |
|----------|---|
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針 |
| 事態対策本部長 | 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる事態等対策本部の長 |
| 県対策本部長 | 国民保護法第28条第1項の規定により、知事をもって充てる県国民保護対策本部の長 |
| 市対策本部長 | 国民保護法第28条第1項の規定により、市長をもって充てる市国民保護対策本部の長 |
| 市対策本部 | 国民保護法第27条第1項の規定により、同法第25条第2項による指定の通知を受けた市が当該市区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関 |
| 緊急事態連絡室 | 多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため設置される機関 |
| 基本指針 | 武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針 |
| 国民保護計画 | 指定行政機関、都道府県、市町村が基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画 |
| 国民保護業務計画 | 指定公共機関、指定地方公共機関が、その業務に関し、基本指針に基づいて作成する国民保護措置に関する計画 |
| 市民等 | 市内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人 |

(武力攻撃関連)

| 用語 | 意義 |
|----------|--|
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃 |
| NBC攻撃 | 核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 |
| 被災情報 | 武力攻撃災害による被害の状況に関する情報 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態 |

(避難・救援関連)

| 用語 | 意義 |
|------------------|--|
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。） |
| 避難措置の指示 | 事態対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示 |
| 避難の指示 | 避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示 |
| 避難実施要領 | 管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの |
| 避難施設 | 住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事（政令指定都市においては市長）があらかじめ指定した施設 |
| 緊急通報（武力攻撃災害緊急通報） | 都道府県知事が、武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに発令する、武力攻撃災害の現状及び予測等に関する通報 |
| 警戒区域 | 都道府県知事及び市町村長若しくは警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）が、武力攻撃災害による危険を防止するために設定し、退去を命じる区域のこと |

| | |
|----------|--|
| 退避の指示 | 都道府県知事・市町村長若しくは警察官等が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示 |
| 避難行動要支援者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び外国人等のうち、災害時に自力で避難できない者や避難に時間を要する者、必要な情報を迅速かつ的確に把握することが困難な者 |

（関係機関・施設関連）

| 用語 | 意義 |
|----------|---|
| 指定行政機関 | 事態対処法第2条第5号の規定により、政令で指定された国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の31機関 |
| 指定地方行政機関 | 事態対処法第2条第6号の規定により、政令で指定された国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関 |
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関 |
| 指定地方公共機関 | 都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関 |
| 生活関連等施設 | 発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの |

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、侵すことのできない永久の権利として、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 市民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を配慮し、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自

律を保障することにより，その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また，市は，指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については，指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

なお，市は，平成15年6月5日参議院「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」附帯決議に留意する。

【参考】

(平成15年6月5日参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会附帯決議 抜粋)

放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては，放送の内容を警報，武力攻撃事態等の状況，避難の指示の内容等最小限にとどめ，かつ，放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し，いやしなくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること

(7) 避難行動要支援者等への配慮

市は，国民保護措置の実施に当たっては，避難行動要支援者等の特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は，国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また，要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては，その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 国際人道法の重視

国際人道法とは，国際法のうちジュネーヴ諸条約，ジュネーヴ諸条約に対する第1追加議定書などの国際的な武力紛争において適用されるものを指し，具体的には傷病者や捕虜の待遇，非人道的行為の処罰などを定めている。

市は，国民保護措置を実施するに当たっては，上記(7)(8)の他，次の2つの事項について特に配慮をおこなう。

- ① 被災者等の安否情報についての収集・整理・提供を行う。
- ② 武力攻撃事態等における赤十字標章及び文民保護のための特殊標

章等を交付又は使用許可を行うことにより，医療従事者及び文民の識別を図ることにより，攻撃及び災害から保護する。

(10) 地域特性等への配慮

ア 政令指定都市として，政治・産業・経済の中心である新潟市の特性を考慮する。

イ 石油コンビナートや大規模集客施設など，武力攻撃等の標的となることによって多大な被害が発生する施設が存在することへ配慮する。

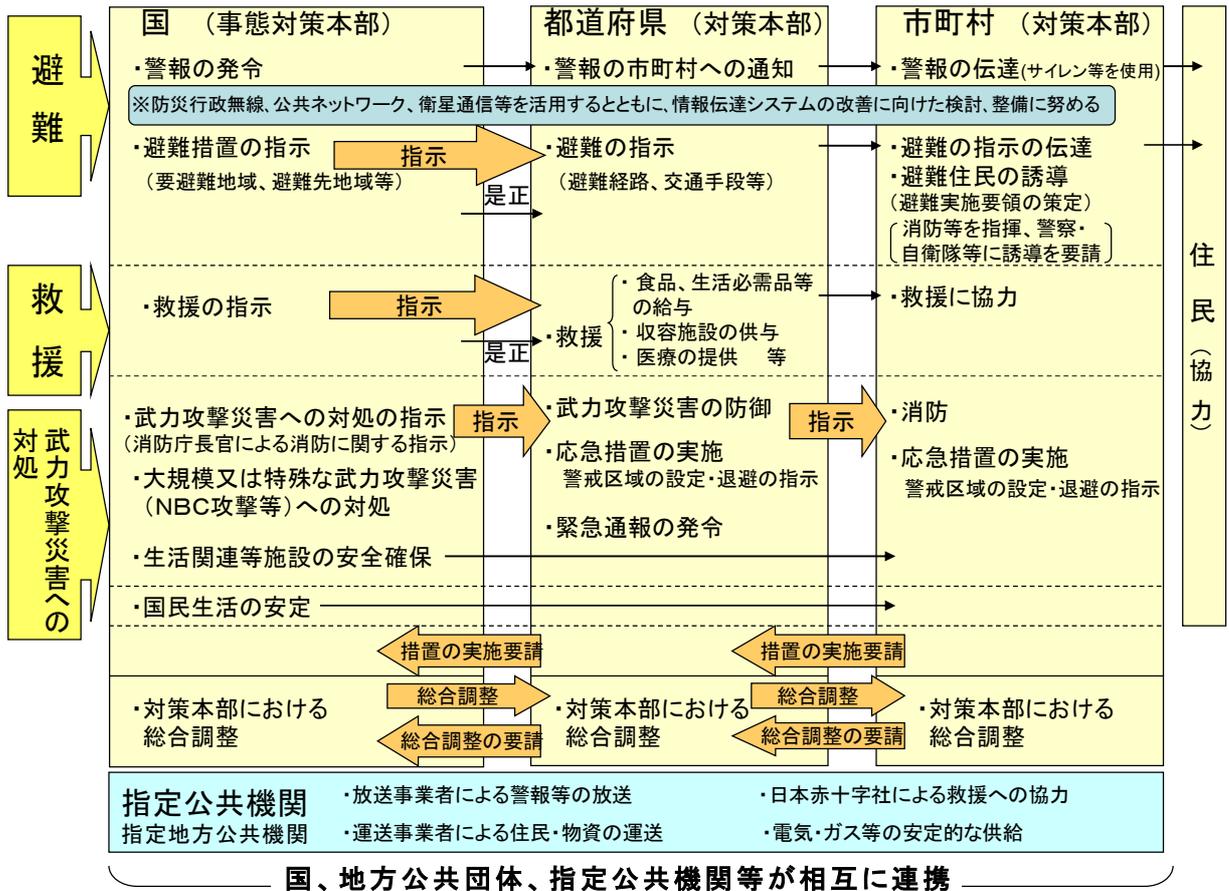
(11) 初動体制の充実

市は，武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は，速やかに国，県及び関係機関と情報共有を行い，国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう，初動体制の確立に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。関係機関の事務又は業務の大綱については、以下のとおりとされている。

国民の保護に関する措置の仕組み



○各機関の事務又は業務の大綱

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 新潟県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

【指定地方行政機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------------|--|
| 関東管区警察局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 信越総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理，監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 |
| 関東財務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 |
| 東京税関 | <ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続 |
| 関東信越厚生局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供 |
| 新潟労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策 |
| 北陸農政局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 関東森林管理局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給 |
| 関東経済産業局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 関東東北産業保安監督部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全 |
| 北陸地方整備局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川，国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 北陸信越運輸局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保 |
| 東京航空局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 |
| 東京管区气象台 | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供 |

| | |
|------------|--|
| 第九管区海上保安本部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導，秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動，その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 関東地方環境事務所 | <ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況，がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |
| 北関東防衛局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 |

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--------------------------------|---|
| 災害研究機関 | <ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害に関する指導，助言等 |
| 放送事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| 運送事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 |
| 電気通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い |
| 電気事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的な供給 |
| ガス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 ガスの安定的な供給 |
| 水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 水の安定的な供給 |
| 日本郵便株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> 1 郵便の確保 |
| 一般信書便事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 信書便の確保 |
| 病院その他の医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> 1 医療の確保 |
| 道路，港湾，空港の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 道路，港湾及び空港の管理 |
| 日本赤十字社 | <ul style="list-style-type: none"> 1 救援への協力 |

| | |
|------|--|
| | 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答 |
| 日本銀行 | 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持 |

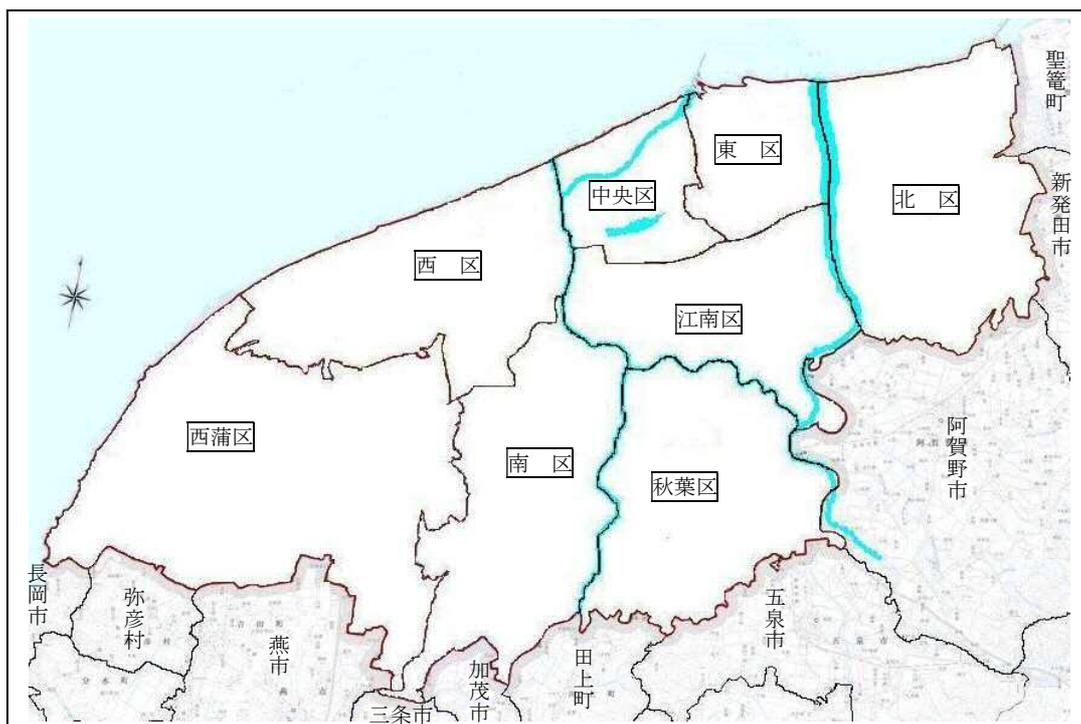
※ 関係機関の連絡先については，資料編に記載

第4章 市の地理的, 社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的, 社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的, 社会的特徴等について定める。

(1) 地形

新潟市は、新潟県の北西部に位置し、主に信濃川と阿賀野川の河口に堆積した沖積平野の上に発展した街であり、面積は726.45km²である。土地は概ね平坦で、海岸線に沿って砂丘地が広がり、その背後に防砂・防風林である松林があり、市街地を冬の季節風から守っている。かつては大小の潟や沼のある低湿地帯であった内陸部は、土地改良事業により豊かな稲作農地となっているが、近年、市街化の波が押し寄せている。また、南東側に新津丘陵、南西側に角田・弥彦山地がある。



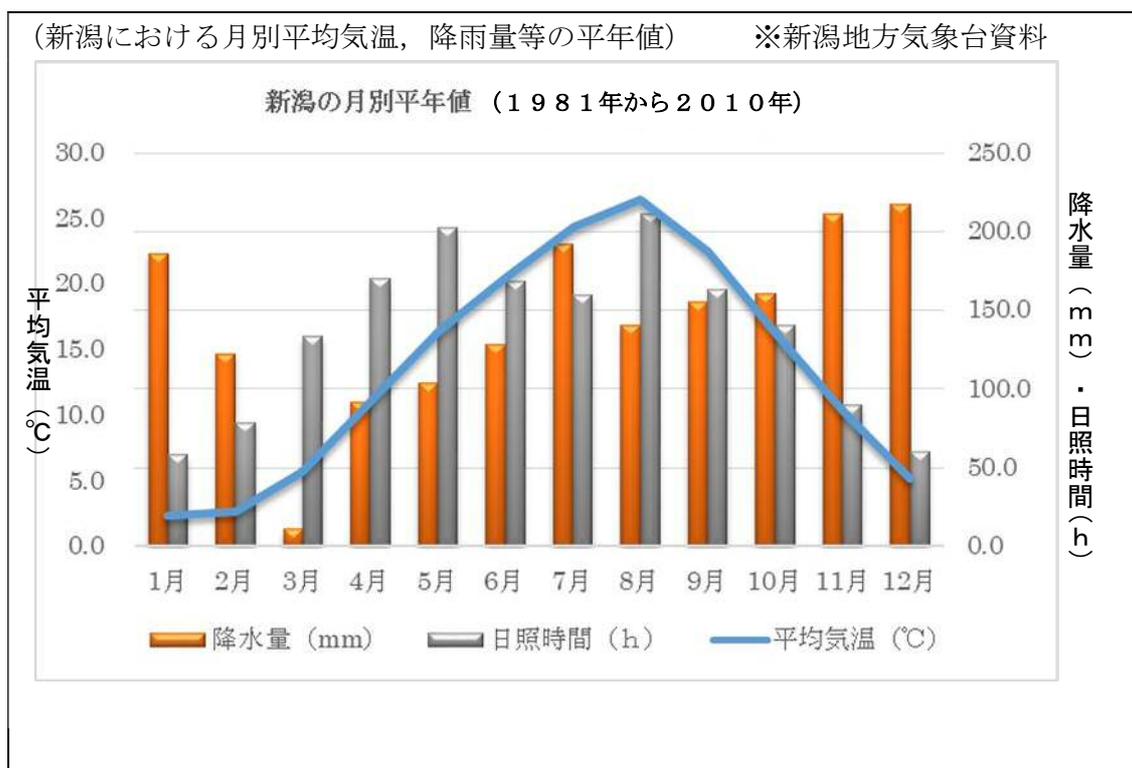
(2) 気候

日本海側の気候区に属する新潟県は豪雪で有名であるが、本市は県内でも降雪の少ない地域となっている。これは本市が広大な新潟平野の海岸線に位置していることや佐渡の島影になることなどが原因である。

各月の気候の特徴として、1月から2月にかけては最も気温が低く、しばしば冬型の気圧配置となり、雪や雨の降る日が多い時期である。3月か

ら4月にかけては低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わる。気温も上昇し、次第に晴れの日が多くなる。4月中旬(平成4年4月9日)に桜が開花した後、5月にかけては移動性高気圧に覆われて晴れる日が多い。梅雨入り(平成6年6月12日ごろ)後は、梅雨前線の影響で曇や雨の日が多くなり、梅雨末期の7月中旬前後は大雨となることがある。梅雨明け(平成7年7月24日ごろ)後は高気圧に覆われ晴れて気温の高い日が多くなる。また、「平成10年8月4日新潟豪雨」のように、8月に入ってから局地的な大雨となることもある。夏から秋にかけては台風の進路にあたることもあるが、新潟市で台風による被害が発生する頻度は比較的小さい。

9月下旬から11月中旬にかけては春と同様に低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わる。11月上旬以降は次第に北からの寒気の影響を受けやすく、北西の季節風が吹くことが多くなる。この季節は海水温も高いことから、めまぐるしく天気が変わるしぐれの天気となる。新潟市の平年の初雪は11月24日で、12月にかけて雨や雪の降る日が多くなる。



(3) 人口分布

本市の人口は、平成31年4月1日時点の推計人口によれば、797,029人(男383,202人、女413,827人)と本州日本海側最

大の都市である。

(区別人口・世帯数)

| 区 | 平成 31 年 4 月 1 日現在 | | | |
|-----|-------------------|---------|---------|---------|
| | 人 口 | | | 世帯数 |
| | 総数 | 男 | 女 | |
| 新潟市 | 797,029 | 383,202 | 413,827 | 338,995 |
| 北区 | 74,126 | 36,508 | 38,137 | 29,079 |
| 東区 | 135,695 | 65,012 | 70,683 | 61,061 |
| 中央区 | 182,128 | 86,844 | 95,284 | 87,081 |
| 江南区 | 68,185 | 33,147 | 35,038 | 27,134 |
| 秋葉区 | 75,826 | 36,195 | 39,631 | 29,953 |
| 南区 | 44,259 | 21,423 | 22,836 | 16,078 |
| 西区 | 161,325 | 77,903 | 83,422 | 68,192 |
| 西蒲区 | 55,485 | 26,689 | 28,796 | 20,417 |

※ 推計人口とは、直近の国勢調査人口を基に、その後において届出のあった日本人及び外国人の出生・死亡と転入・転出を加減して算出している総人口です。

(4) 道路の位置等

本市の骨格となる道路網は、高速道路と一般国道で形成されており、高速道路は、関東圏や関西圏に繋がる北陸自動車道、東北圏に繋がる磐越自動車道及び日本海東北自動車道が供用されている。

主な一般国道は、新発田市及び村上市を通過して山形県に繋がる国道7号、長岡市及び上越市を通過して富山県に繋がる国道8号、阿賀野市を通過して福島県に繋がる国道49号、胎内市を通過して山形県に繋がる国道113号、柏崎市まで繋がる国道116号がある。

この他、3路線の一般国道、65路線の県道及び18,087路線の市道により各市町村間の連結や空港、港湾、高速道路の交通拠点へのアクセスを確保し、これらが一体となってネットワークを形成し、市内及び他市町村等との交通網を確保している。

(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が首都圏と直結する上越新幹線のほか、長岡市及び上越市を通過して長野県方面

に繋がる信越本線，新発田市と繋ぐ白新線，柏崎市方面に繋がる越後線，山形県方面に繋がる羽越本線及び福島県方面に繋がる磐越西線を営業している。

空港は，国管理の新潟空港があり，2，500mと1，314mの2本の滑走路を有し，市街地に近く都市機能と密着した利便性の高い空港で，国際線5路線、国内線8路線を有する。

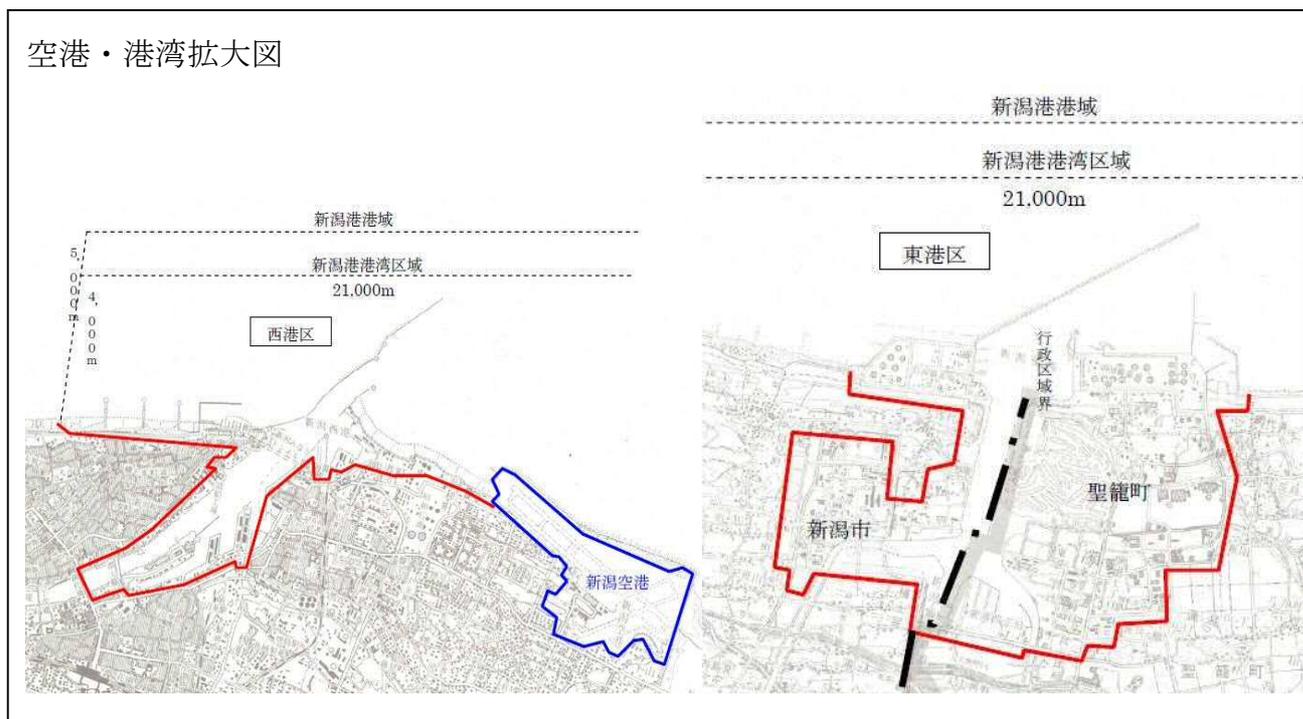
新潟港は西港区と東港区の2つに分かれ，西港区は，国内外の旅客船が発着し，複合一体型コンベンション施設「朱鷺メッセ」などを有する，国際交流拠点となっている（岸壁水深－4.5m～－11.0m）。

東港区は，主に外貿コンテナ基地，エネルギー供給基地としての重要な役割を担っている（岸壁水深－5.0m～－14.0m）。

(幹線的な道路等の地図)



空港・港湾拡大図



(6) 自衛隊施設等

市内の自衛隊施設は3ヶ所あり、海上自衛隊新潟基地分遣隊が臨海町、航空自衛隊新潟救難隊が船江町、自衛隊新潟地方協力本部が美咲町に所在している。

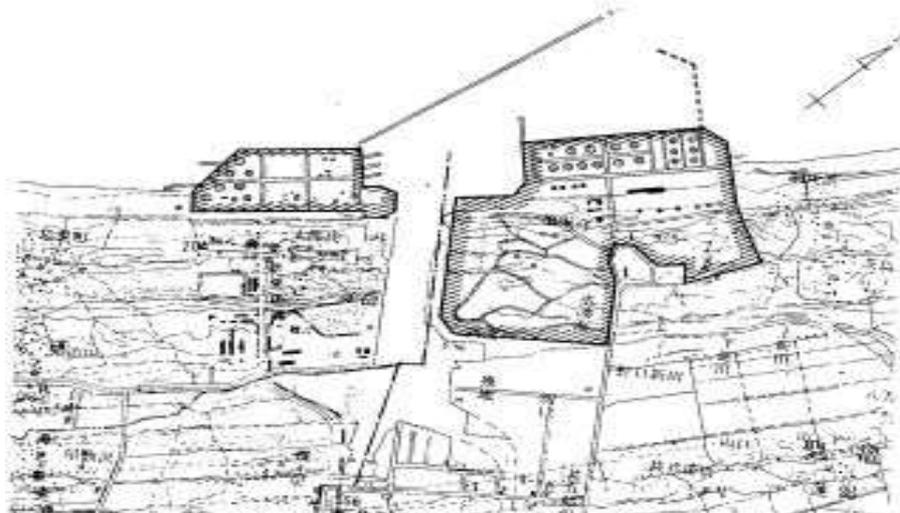
(7) 石油コンビナートの所在等

市内には、石油コンビナート等特別防災区域として、新潟東港地区及び新潟西港地区の2箇所があり、石油や高圧ガスの貯蔵又は取扱い施設が存在する。また、火力発電所や化学工場施設も立地されている。

特に新潟西港地区は旧来から石油関連事業所と一般木造家屋密集地域が近接、共存しており、他の特別防災区域とは立地的性格が異なる。

石油コンビナート等特別防災区域図

新潟東港地区特別防災区域



新潟西港地区特別防災区域

日本海



(8) その他

市内には、大規模集客施設として、国際会議室や大ホール、ホテルなどが一体化した複合コンベンション施設である朱鷺メッセや約 42,300 人収容可能な総合スタジアムであるデンカビックスワンスタジアム、約 30,000 人収容可能な野球専用スタジアムであるハードオフエコスタジアム新潟等が存在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸進行に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動の予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器，B：生物兵器，C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほか、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。